

水質汚濁に係る農薬登録基準として  
環境大臣の定める基準の設定に関する資料  
(案)

資 料 目 次

	農薬名	基準設定	ページ
1	MCPBエチル (MCPB)	既登録	1

令和3年9月16日

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

## 評 価 農 薬 基 準 値 (案) 一 覧

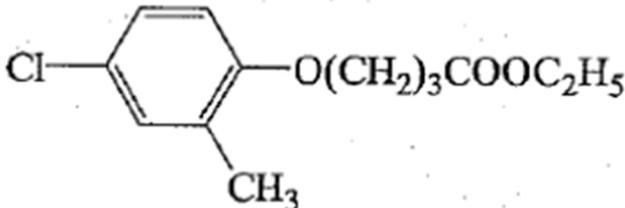
農薬名	基準値(mg/L)
1 MCPBエチル (MCPB)	0.031mg/L

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

MCPBエチル（MCPB）

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	2-メチル-4-クロロフェノキシ酪酸エチル				
分子式	$C_{13}H_{17}ClO_3$	分子量	256.7	CAS 登録番号 (CAS RN <sup>®</sup> )	10443-70-6
構造式					

2. 作用機構等

MCPB エチル（別名 MCPB）は、ホルモン型除草剤であり、その作用機構は植物体内に吸収された後、植物体内でβ酸化酵素により MCPA（4-クロロ-2-メチルフェノキシ酪酸）に変化して、植物体内のオーキシン活性を高め、正常な成長レベルを抑制することで植物を枯死させると考えられている。また、植物成長調整剤としても用いられている。

本邦での初回登録は1970年である。

製剤は粒剤及び乳剤があり、適用作物は稲及び果樹である。

原体の生産量は、7.9t（平成29年度<sup>\*</sup>）、7.9t（平成30年度<sup>\*</sup>）、23.8t（令和元年度<sup>\*</sup>）であった。

<sup>\*</sup>年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2020（（一社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	無色透明液体、エステル臭 (常温常圧)	土壌吸着係数	$K_{F^{ads_{oc}}}$ = 527 - 2070 (水田土壌、25°C) (MCPB エチルは土壌中では不安定のため MCPB 酸を供試し試験した)
融点	3.3°C	オクタノール /水分配係数	logPow = 4.17 (20°C)
沸点	200°C付近から変質のため 測定不能	生物濃縮性	BCF <sub>ss</sub> = 61
蒸気圧	$8.06 \times 10^{-3}$ Pa (25°C)	密度	1.1 g/cm <sup>3</sup> (25°C)
加水分解性	半減期 1年以上 (25°C、pH4.0) 340日 (25°C、pH7.0) 9.1日 (25°C、pH9.0) 19時間 (37°C、pH1.2) 200日 (40°C、pH4.0) 84日 (40°C、pH7.0) 35時間 (40°C、pH9.0)	水溶解度	3.64 mg/L (20°C)
水中光分解性	半減期 4.3時間 (滅菌蒸留水、25°C、412-413W/m <sup>2</sup> 、300-800nm) 4.2時間 (自然水、25°C、412-413W/m <sup>2</sup> 、300-800nm)		
pKa	解離しない (20°C、pH2.0-10)		

II. 安全性評価

一日許容摂取量 (ADI)	0.012 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会委員長は、平成30年9月4日付けで、MCPB エチルの ADI を 0.012 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 1.24 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

### Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

#### 1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp/>) によれば、本農薬は製剤として粒剤及び乳剤があり、適用農作物等は稲及び果樹である。

#### 2. 水濁 PEC の算出

##### (1) 水田使用時の PEC（第1段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	稲	$I$ : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 （製剤の密度は 1 g/mL として算出））	①300 ②240
剤 型	①1.0%粒剤 ②2.4%粒剤	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	①3000 g/10a ②1000 g/10a	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	50
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	①湛水散布 ②湛水散布又は無人航空機による散布		
総使用回数	1回		

(2) 非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

非水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階のPECを算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	果樹	$I$ : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1 g/mL として算出))	400
剤型	20.0%乳剤	$N_{app}$ : 総使用回数 (回)	1
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	200 mL/10a (2000 倍希釈した薬液を 10a 当たり 400 L 使用)	$D_{river}$ : 河川ドリフト率 (%)	5.8
		$Z_{river}$ : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	$R_u$ : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	立木全面散布	$A_p$ : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	1 回	$F_u$ : 施用方法による農薬流出補正係数	1

(3) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時(第1段階)	0.007188...
非水田使用時(第1段階)	0.000009...
うち地表流出寄与分	0.0000006...
うち河川ドリフト寄与分	0.0000087...
合計 <sup>1)</sup>	0.007197 ... ÷ <u>0.0072 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	<b>0.031 mg/L</b>
以下の算出式により登録基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.012 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) 体重 × 0.1 10%配分 / 2 (L/人/日) 飲料水摂取量 = 0.0319…(mg/L)

<sup>1)</sup> 登録基準値は、体重を53.3kg、飲用水を1日2L、有効数字は2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

#### <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	0.9 mg/L
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	なし
ゴルフ場指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	なし

<sup>1)</sup> 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

### 2. リスク評価

水濁PECは0.0072 mg/Lであり、登録基準値0.031 mg/Lを超えないことを確認した。

#### (参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対ADI比

農薬理論最大一日摂取量* (mg/人/日)	対ADI比 (%)
0.0199	3

※MCPBとして(残留の規制対象:MCPB並びにその塩、エステル体及び加水分解によりMCPBに変換される代謝物とする。)

出典:令和3年8月16日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料